

簡易裁判所をご利用ください

県内簡易裁判所所在地一覧



お問い合わせは、お近くの簡易裁判所へ

簡易裁判所で解決を図る方法があります

多くの債務（借金）を抱えて返済が困難
となっているが、貸主と話し合いをして解
決を図りたい方

※ 主に利用される手続

○ 調停

建物、部屋の明渡しのことでお困りの方

※ 主に利用される手続

○ 調停

土地、建物の登記のことでお困りの方

○ 訴訟

交通事故のことでお困りの方
（例：修理代金などの物的損害）

※ 主に利用される手続

○ 調停

○ 訴訟 〈少額訴訟〉

貸したお金のことでお困りの方

未払給料のことでお困りの方

売買代金のことでお困りの方

請負代金、修理代金のことでお困りの方

家賃、地代の不払いのことでお困りの方

敷金返還のことでお困りの方

※ 主に利用される手続

○ 調停

○ 訴訟 〈少額訴訟〉

○ 支払督促

※ それぞれの手続の特徴は、次に記載しています。

手続の特徴

それぞれの手続の特徴に応じて選ぶことができます

調停（ちょうてい）

調停委員会（裁判官と民間の方から選ばれた調停委員）が間に入って、話し合いで解決を図る手続です。

相手が、裁判所の調停の場に出てきてくれる場合に主に利用される手続です。

原則として、相手方の住所地の簡易裁判所で行います。

（「ご存じですか？簡易裁判所の民事調停」もご覧ください。）

訴訟（そしょう）

法廷を開いて、審理を行い、最終的に判決によって解決を図る手続です。

お互いの言い分が食い違っていて、話し合いによって解決することが難しいという場合に主に利用される手続です。

簡易裁判所では、紛争の対象となっている金額が140万円以下の事件を取り扱います（140万円を超える事件は地方裁判所で行います。）。

（「ご存じですか？簡易裁判所の民事訴訟」もご覧ください。）

【少額訴訟】（しょうがくそしょう）

訴訟手続の一つですが、法廷を開くのは原則1回だけで、60万円までのお金の支払を求める場合に限り利用することができる手続です（ただし、通常の訴訟手続に移行することもあります。）。

（「ご存じですか？簡易裁判所の少額訴訟」もご覧ください。）

支払督促（しはらいとくそく）

金銭の支払を求める場合に、書類審査だけで、最終的に判決と同様の効力を持つ書面を手に入れることができる手続です。

相手が、請求額等を認めているのに、なかなかお金を支払ってくれないような場合に主に利用される手続です。

相手方の住所地の簡易裁判所で行います。

（「ご存じですか？簡易裁判所の支払督促」もご覧ください。）

※ お問い合わせは、お近くの簡易裁判所へ

簡易裁判所の手続に要する費用

1 申立手数料（収入印紙）

請求する金額、土地等 紛争物の価格等	調 停	訴訟(少額訴訟)	支 払 督 促
10万円まで	500円	1000円	500円
20万円まで	1000円	2000円	1000円
30万円まで	1500円	3000円	1500円
40万円まで	2000円	4000円	2000円
50万円まで	2500円	5000円	2500円
60万円まで	3000円	6000円	3000円
70万円まで	3500円	7000円	3500円
80万円まで	4000円	8000円	4000円
90万円まで	4500円	9000円	4500円
100万円まで	5000円	1万円	5000円
120万円まで	5500円	1万1000円	5500円
140万円まで	6000円	1万2000円	6000円

例) 50万円の金銭を
請求したい場合の申立手数料
調停…2500円
訴訟(少額訴訟)…5000円
支払督促…2500円

※ 上記の請求金額に対応する金額は、収入印紙で納めていただく手数料です。

2 郵便切手

(上記手数料以外に、各手続に応じて、以下のとおり期日の呼出し等のため郵便切手が必要です。)

手 続 名		郵 便 切 手		備 考
		合 計	内 訳	
調 停	民事調停	540円	110円×3枚 50円×3枚 10円×6枚	当事者が1名増えるごとに 220円分を追加 (内訳) 110円×2枚
	特定調停	440円	相手方1名につき 110円×4枚	
訴 訟	通常訴訟	7,550円	500円×8枚 110円×15枚 100円×10枚 50円×10枚 40円×10枚	当事者が1名増えるごとに 1,820円分を追加 (内訳) 500円×2枚、110円×4枚 100円×2枚、50円×2枚 40円×2枚
	少額訴訟			
支 払 督 促	支払督促申立	1,330円	500円×2枚 110円×3枚 (85円葉書×1枚)	当事者が1名増えるごとに 1,220円分を追加 (内訳) 500円×2枚、110円×2枚 (85円葉書×1枚)
	仮執行宣言申立	2,440円	500円×4枚 110円×4枚 (85円葉書×1枚)	当事者が1名増えるごとに 1,220円分を追加 (内訳) 500円×2枚、110円×2枚 (85円葉書×1枚)

※ 上記郵便切手の額は、あくまでも目安ですので、お近くの簡易裁判所へお問い合わせください。